

日本遺産「女性とともに今に息づく女人高野」PR映像制作業務仕様書（案）

## 1. 業務の名称

日本遺産「女性とともに今に息づく女人高野」PR映像制作業務

## 2. 業務の目的

国内外の観光客等が、日本遺産「女性とともに今に息づく女人高野」に対し理解を深め、人々の誘客を図ることを目的に、日本遺産のストーリーや構成文化財等の魅力を紹介するPR動画を作成する。

## 3. 業務期間

契約日の翌日から令和5年3月17日（金）までとする。

## 4. 業務の内容

日本遺産のストーリーや構成文化財について紹介する動画の作成に係る企画、取材、撮影、編集及び動画の作成

### (1) 紹介動画の企画

- ①紹介動画の趣旨に合致する脚本を執筆し、PR動画としてふさわしい演出をする。企画書の内容について委託者の承諾を受けること。
- ②映像の制作前には、絵コンテ等により、映像のストーリー構成等について承諾を得ること。

### (2) 現地取材及び撮影

- ①委託者と日程を調整の上、取材先の現地下見や打ち合わせを行う。なお、撮影は4市町にて行うこと。
- ②委託者と日程を調整の上、現地の取材及び撮影を行う。
- ③撮影した映像素材を保管し、委託者の指示があれば、記録素材を引き渡すものとする。

### (3) 資料の収集、出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼

- ①紹介動画制作に必要な資料、映像等をできる限り収集する。
- ②動画配信も含め放映に関し、出演者及び協力者等の肖像権及び音楽の著作権等に関わる調整を行い、必要に応じて受託者が料金を支払うこと。
- ③構成文化財への取材交渉及び謝礼の支払いについては、受託者が行うこととする。

### (4) 編集（映像編集、ナレーション、テロップ入力等）

- ①取材及び撮影後速やかに編集し、仮編集段階で委託者にプレビュー（映像によるチェックをいう。）を行う。なお、編集においては映像における視覚効果、BGM やナレーションなどの音声等を適切に用いて効果的な演出を行うこと。
- ②ナレーション原稿、テロップ原稿を作成する。
- ③上記の各工程において、委託者のチェックを必ず受ける。
- ④英語版の映像も作成するため、海外の方でも理解できるように映像を

制作すること。ナレーション原稿及びテロップの翻訳は、委託者より提供する。

## 5. 仕様等

アスペクト比 16 : 9

解像度 Full HD (1920×1080)

映像の尺 【日本語版】長編 5～6分程度 × 1本

中編 1分程度 × 1本

短編 15秒 × 4本 (各市町 1本)

【英語版】長編 5～6分程度 × 1本

中編 1分程度 × 1本

短編 15秒 × 4本 (各市町 1本)

## 6. 成果品の提出等

(1) DVD-R : 20枚

- ・1枚のディスクに各言語の長編・中編・短編のデータを保存すること。
- ・一般的な家庭用プレイヤー及びDVD/ブルーレイプレイヤー付パソコンでの再生が可能なデータ形式とすること。

(2) 動画データ 一式

- ・メディアプレイヤーでの再生、YouTubeでの映像配信に適した形式で提供すること。

※マスターデータの取扱については、委託者・受託者双方で協議するものとする。

## 7. 納品場所

委託者の指定する場所

## 8. 注意事項

- (1) 受託者は業務着手に先立ち、委託者と協議、調整のうえ、業務工程表を提出すること。
- (2) 画像等使用に関する諸権利は、受託者において使用承諾を得るものとし、使用料・掲載料等の別途支払いはありません。
- (3) 映像は、日本遺産のPRを目的としているため、各市町やお寺の記録映像にならないようにすること。
- (4) 取材、撮影、編集等の制作に伴う連絡調整は、原則受託者にて行う。
- (5) 成果品の著作権は、委託者に帰属する。但し、成果品に含まれる素材映像及びBGMの著作権については、各著作権者に留保される。また、一部のデータについては協議も可能とする。
- (6) 委託者は、成果品をPR動画以外に二次利用（別の動画へ再編集、別の制作物（webページ、バナー広告、他印刷物など）の制作を含む）するときは、事前に受託者に申し出るものとするが、受託者は、特段の事情

のない限り、合理的な条件でこれを承諾すること。

- (7) 受託者は、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (8) 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、委託者と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (9) 関連資料、その他貸与した資料は、委託業務の完了後に返還すること。写しを取っている場合も同様とする。
- (10) 受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。
- (11) 納品後 6 ヶ月以内に成果品に受託者の責に帰す隠れたる瑕疵が発見されたときは、受託者は、当該成果品を修補し又は代替品を納入すること。
- (12) 本業務は、文化庁より補助金を受けて実施しており、補助対象外経費または各費目において単価上限（消費税込）が定められているため、「令和 4（2022）年度 文化資源活用事業費補助金観光拠点整備事業（地域文化財総合活用推進事業）募集案内」の「3 各費目における単価上限、補助対象外経費等」を参照のうえ、委託料として計上可能か確認すること。
- (13) 本仕様書に疑義がある場合は委託者の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、委託者と受託者が協議の上決定する。